

1. 【名 称】

(1) 本会は東京都立世田谷総合高等学校保護者と生徒と教職員の会であり名称を世田谷総合 STEP とする。

(2) 本会の略称を世田総 STEP (読み方: せたそうステップ) とする。

※S : students(生徒) T : teachers(教職員) E : encourage(勇気づける) P : parents(保護者)

STEP : 「階段」の意味から、《一歩ずつ上昇 (ステップアップ) していこう》という願いを込めています。

2. 【所在地】

本会は事務所を東京都世田谷区岡本 2 丁目 9 番 1 号 東京都立世田谷総合高等学校内に置く。

3. 【目的】

(1) 生徒・教職員・保護者の三者間でのコミュニケーションを図る。

(2) 生徒を支援し、学校の活性化に貢献する。

4. 【会 員】

(1) 本会の会員は東京都立世田谷総合高等学校保護者と生徒と教職員 (除く校長) とし、保護者と生徒においては入学時に「STEP 会員登録カード」の提出をもって入会とする。

(2) 本会の正会員は保護者とし、会費を負担する。また総会に於ける議決権を持つ。

(3) 教職員は準会員とし、本会の運営を支援し諸活動に参加することができる。

(4) 生徒は生徒会員とし、世田総 STEP の諸活動に参加することができる。

(5) 入会者は東京都立世田谷総合高等学校在籍中は会員とし、生徒が離籍した際は退会とする。

5. 【活 動】

以下にあげる委員会を基軸の活動とし、全ての委員会の所在地は世田総 STEP と同じに置く。

世田総 STEP 活動は、営利目的や特定の政治・宗教・団体に関わる活動はしない。

(1) 委員会

①スクールサポート委員会

クラスと学校(担任)とのパイプ役としての活動および各種行事支援

②広報委員会

広報活動に関わる企画、運営

③推薦委員会

次期本部役員選出に関わる活動(役員選出規定参照)

④卒業対策委員会

卒業に関する事柄を扱う。

6. 【本部役員・各委員長および会計監査】

(1) 世田総 STEP 本部は STEP 活動をするための庶務機関である。本部役員の構成は以下のとおりとする。

①会長 (保護者 1 名) : 本会を代表し、会務を統括する、各委員会の代表も兼ねる。

②副会長 (保護者 2 名・副校長) : 会長を補佐し、会長不在の時はその役割を代行する。

③書記 (保護者 2 名) : 記録・庶務にあたる。

④会計 (保護者 2 名) : 本会の会計事務にあたる。

⑤会計監査 (保護者 2 名・経営企画室) : 会計記載内容が適切に表示されているかを確認・証明をする。

(注 1) 上記の役職に関しては兼任をしない

(注 2) 本部役員の人数は必要に応じて変更することができる

(注 3) 必要に応じて校長を顧問として置く

(2) 本部役員・各委員長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

但し、本部新役員は、年度最後の運営委員会で仮承認を行い総会までの運営をすることができる。

終了後から定期総会までの期間は、新年度の暫定期間とし、前年度役員との引き継ぎ期間とする。

(3) 本部役員・会計監査の選出方法は別に定める。(世田総STEP役員選出規定参照)

7. 【組織】

(1) 組織図 (別紙)

(2) 会員の要請により、世田総STEP運営委員会で承認された場合、特別委員会を設置することができる。

8. 【総会】

(1) 定期総会は年1回とし、年度初めに会長が招集する。

(2) 定期総会においては活動報告・会計報告および活動計画・予算案審議をする。承認役員・退任役員の紹介を行う。

(3) 上記以外で必要と認められる場合には、臨時総会を会長が招集する。

(4) 総会は委任状方式、または書面議決方式およびオンライン議決方式を採用できる。

(5) 総会は正会員の過半数の出席を要し、議案承認は出席者の過半数を要す。(委任状、書面議決書を含む)

9. 【運営委員会】

(1) 会長は、定期的に「運営委員会」を開催する。これは各委員会の企画・活動に関する協議・承認をする、総会に次ぐ議決機関である。

(2) 本部役員と各委員会正副委員長を運営委員会の構成員とする。

(3) 運営委員会は構成員の過半数の出席を要し、議案承認は出席者の過半数を要す。(委任状を含む)

10. 【会計】

(1) 世田総STEP会費は、世田総STEPの活動および学校、生徒の支援のために使われる。

正会員(保護者)が負担し、生徒数の徴収とする。

(2) 世田総STEPの運営は会費と諸収入でまかなう。

(3) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

11. 【会則改正】

(1) 会則改正については総会を開き、正会員の2/3の承認を得て行う。(委任状・書面議決書含む)

(2) 細則については運営委員会で改正できる。

12. 【慶弔規定】

(1) 会員の弔意に関しては次のように定める。

①正会員・生徒会員の死亡 1万円

(2) 上記以外に関しては、顧問と会長で協議の上決定する。

13. 【個人情報】

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運営管理を行う。活動においても個人情報の保護に努める。

【付則】

(1) 規定外の事項

本会則に定めのない事項については、その都度協議して定める。本会則は平成20年5月31日設立、同日施行。

平成21年 3月19日改訂	令和 2年 9月19日改訂	令和 7年 12月15日改訂
平成22年 3月12日改訂	令和 5年 5月22日改訂	
平成25年 2月 1日改訂	令和 6年 5月19日改訂	
平成27年 1月31日改訂	令和 6年 11月5日改訂	

1. 【委員会委員】

(1) 生徒在学中、一度は世田谷総合STEP各委員会の委員として関わることを望む。

(2) 委員会構成

①スクールサポート委員会【各種学校行事(体育祭・文化祭等)およびSTEP活動等の支援】

各クラスより1~2名程度を選出する。その中から正副委員長を置く。

②広報委員会【広報活動に関わる企画、運営】

1年生は各クラスから1~2名程度を選出、2・3年生は学年全体で5~6名程度を選出する。その中から正副委員長を置く。

③推薦委員会【次期本部役員選出に関わる活動】

1年生は各クラスから1~2名程度を選出、2・3年生は学年全体で5~6名程度を選出する。その中から正副委員長を置く。

④卒業対策委員会【卒業に関わる活動】

3年生各クラスから1~2名程度を選出する。その中から正副委員長を置く。

2. 【会費】

(1) 会費は生徒会員年額3,000円とし、学校徴収金と同時に徴収(春に1回)とする。原則として領収証は発行しない。生徒の転出入による途中入・退会処理は、当該会員により本部会計への申し出により行う。

(2) 会費年額3,000円のうち1,000円は卒業対策費として積立をし、卒業時の記念品贈呈の費用とする。

3. 【個人情報】

(1) 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。

①役員・委員・会員名簿等の作成

②文書等の送付

③会費請求、管理等のための連絡

(2) 個人データは、学校以外の第三者に本人の同意なしに提供してはならない。

(3) 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

4. 【収益】

世田谷総合STEP活動で得た収益は、すべて雑収入として計上する。

5. 【委任状および書面議決書】

世田谷総合STEPにおいて委任状およびWEBまたは書面議決書が必要とされるとき、会員よりその提出のない場合は承認したこととみなす。

6. 【細則改正】

細則改正については運営委員会を開き、運営委員の2/3の承認を得て行う。

本会則は平成20年5月31日設立、同日施行。

平成21年3月19日改訂 令和6年11月5日改訂

平成22年3月12日改訂 令和7年12月15日改訂

平成27年1月31日改訂

令和2年9月19日改訂

令和5年5月22日改訂

令和6年2月24日改訂



暫定版

1. 【 役員選出 】

- (1) 本部役員・会計監査選出にあたっては、推薦委員会をおき、役員選出を厳正に行う。
- (2) 本部役員・会計監査選出に關わる告知・承認等は、すべて文書によって行う。
- (3) 信任投票もしくは選挙が行われる場合、その開票には推薦委員以外の立会人を置く。
- (4) 信任投票の場合は会員の過半数の信任をもって承認とし、選挙の場合は得票数の多い候補者を当選とする。

2. 【 推薦委員会 】

- (1) 正会員の中から、次年度本部役員・会計監査候補者を推薦する。
- (2) 推薦委員会は、本部役員・会計監査候補者を受付・公示から、「信任投票」「選挙」もしくは「総会」による承認終了まで厳正に決定できるよう、その選出事務管理にあたる。
- (3) 推薦委員の要請により、当年度役員・各委員長・校長(顧問)・副校長(副会長)がオブザーバーとして参加できる。
- (4) 選出検討の過程において推薦委員が最終的に候補となった場合には、任を辞する。
- (5) 上記(4)が正副委員長であった場合は、その時点で新たに正副委員長を選出する。

3. 【 役員候補者の推薦 】

- (1) 推薦委員会は、本部役員・会計監査候補者を書面にて運営委員会に報告する。
- (2) 本部役員・会計監査候補者が多数の場合、又は定数に満たない場合は、選出方法を推薦委員会に委ねる。

4. 【 規定改正 】

規定改正については運営委員会を開き、運営委員の2／3の承認を得て行う。

本会則は平成20年5月31日設立、同日施行。

平成21年3月19日改訂

平成22年3月12日改訂

世田谷総合ＳＴＥＰ組織図

